

公益社団法人富山県建築士会 役員選任に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、定款第19条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 本規程は、正会員が役員に立候補することを妨げるものではない。

(役員候補者推薦委員会等)

- 第2条 役員候補者推薦委員会を本会に置く。
- 2 役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）は、総会（代議員会）において役員に選任すべき者（以下「役員候補者」という。）を会長に推薦するものとする。
- 3 業務執行会議、富山県建築士会定款細則の別表の地区（以下「地区」という。）、青年委員会及び女性委員会（以下「理事候補者推挙機関」という。）は、役員候補者を推薦委員会に推挙するものとする。

(推薦委員会の委員と委員長)

- 第3条 推薦委員会の委員は7名とし、代議員の内から5名と理事の内から2名を理事会で選出する。委員は原則として役員候補者にはなることができない。
- 2 推薦委員会に委員の互選により、委員長を置く。
- 3 推薦委員会は、役員候補者推薦に関する事項については秘密保持を責務とし、委員長は推薦委員会の議事を整理し、委員会を代表して推薦事務の管理及び執行に関して責任をもってこれを行う。

(役員候補推薦等)

- 第4条 役員候補者の推薦及び推挙の基準と順序は次のとおりとする。

(1) 理事の推薦

- 1) 推薦委員会は、会長候補者1名、副会長候補者2名、常務理事候補者4名、及び必要に応じて専務理事候補者1名、その他の理事候補者12名以上22名以内を会長に推薦する。
- 2) 理事候補者は正会員としての経過年数5年以上の者又は役員若しくは委員会委員として活動経験のある者とする。ただし、理事総数の3分の1を限度として正会員以外の者を理事候補者（以下「外部理事候補者」という。）とすることができるものとする。
- 3) 会長候補者は、理事又は監事の経験がある正会員とし、正会員10名以上の推薦者があること。
- 4) 副会長候補者は業務執行会議が推薦委員会に推挙する。
- 5) 専務理事候補者の推薦があった時は業務執行会議が推薦委員会に推挙する。
- 6) 常務理事候補者4名は各地区から各1名を推薦委員会に推挙する。
- 7) 外部理事候補者は業務執行会議が推薦委員会に推挙するものとし、このうち2名は、一般社団法人富山県建設業協会会長及び一般社団法人富山県建築組合連合会会長からそれぞれ推薦を受けた者とする。
- 8) 理事候補者2名は青年委員会及び女性委員会から各1名を推薦委員会に推挙する。
- 9) 理事候補者18名以内は各地区から地区ごとに別に定める人数を推薦委員会に推挙する。この場合において、各支部の支部長を理事候補者に含めることを原則とする。

(2) 監事の推薦

- 1) 推薦委員会は、監事候補者3名を会長に推薦する。
- 2) 1名の外部監事候補者は一般社団法人富山県建築組合連合会会長から推薦を受けた者とする。
- 3) 2名の監事候補者は、正会員としての経過年数5年以上の者又は役員若しくは委員会委員として活動経験のある者とする。
- 4) 監事候補者は業務執行会議が推薦委員会に推挙する。

(3) 役員候補者の決定順序

- 1) 推薦委員会は総会の90日前までに、会長候補者の推薦依頼の受付を行う旨公示する。
- 2) 会長候補者の推薦依頼の受付期間は1週間とし、その期間は推薦委員会が定めるものとする。
- 3) 会長候補者となることを希望する正会員又はその代理人は会長候補者の被推薦願(様式1)及び正会員10名以上の会長候補者推薦書(様式2)を推薦委員会が定める受付期間に提出するものとする。
- 4) 推薦委員会は会長候補者の被推薦願の提出があった者を業務執行会議に報告し、業務執行会議は、その中から会長候補者1名を推薦委員会に推挙する。
推薦委員会は業務執行会議からの推挙に基づき、会長候補者をホームページにより公示する。
- 5) 会長候補者の推挙が決まった場合には、業務執行会議は副会長候補者、専務理事候補者、監事候補者を推薦委員会に推挙する。
- 6) 推薦委員会は業務執行会議から推挙された副会長候補者、専務理事候補者、監事候補者を理事候補者推挙機関に告知する。
- 7) 理事候補者推挙機関はそれぞれ理事候補者を推薦委員会に推挙する。
- 8) 前項までの推挙において、定款第21条の規定に抵触しないことを確認する。
- 9) 推薦委員会は理事候補者推挙機関から推挙があった者の名簿(以下「役員候補者推薦名簿」という。)を作成し会長に提出する。
- 10) 会長は役員候補者推薦名簿に記載の候補者に公益社団法人富山県建築士会役員候補者立候補規程に基づき立候補した者を加えた役員候補者名簿を作成し、理事会に諮ったうえで、総会の行われる30日前迄に本会事務局に備え置いて、以後10日間会員の縦覧に供するとともに、総会の7日前までに総会議案として代議員に通知するものとする。

(総会での選任)

第5条 総会で役員を選任にあたり、推薦委員会委員長が、候補者推薦の経過について報告し、総会の議長が役員候補者名簿に登載されている者の選任の可否について一人ずつ諮り、代議員による決議をもって理事及び監事を選任する。

(会長等の理事の互選)

第6条 理事が選任された段階で、選任された理事により理事会を開催し、理事会の決議により、会長、副会長、専務理事、常務理事を選定し、総会に報告するものとする。

(補欠役員を選任等)

第7条 死亡あるいは退任等に伴い役員が任期途中で欠員となる場合において、補欠として選任する役員(以下「補欠役員」という。)が会長又は業務執行理事若しくは監事である場合は

(令和7年11月5日改正)

速やかに選任するものとし、その他の理事である場合は理事数が20名未満となるおそれがあるとき又は会長が必要と認めるときに補欠役員を選任するものとする。補欠役員を選任は次のとおり行うものとする。

(1) 補欠役員の推薦等

補欠役員の推薦及び推挙の基準並びに順序は第4条を準用するものとする。この場合において、会長を含む役員を選任を行う場合を除き、第4条中「推薦委員会」とあるのは「業務執行会議」と、「30日前迄」とあるのは「10日前迄」と読み替えることができるものとする。

(2) 総会での選任等

補欠役員の総会での選任等は第5条を、会長及び業務執行理事（副会長、専務理事、常務理事）を選定する必要があるときは第6条を準用するものとする。この場合において、前号後段を適用して推薦委員会を設けなかったときは、第5条中「推薦委員会委員長」とあるのは「会長」と読み替えて適用することができるものとする。

(細則)

第8条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は平成26年3月24日より施行する。ただし、平成26年5月31日までは、第3条第1項の「推薦委員会の委員は7名とし、代議員の内から5名と理事の内から2名を理事会で選出する。」を「推薦委員会の委員は7名とし、代議員の内から5名と理事の内から2名を業務執行会議で選出する。」に、第4条(3)の1の「推薦委員会は、総会の90日前までに、会長候補者の推薦依頼の受付を行う旨公示する。」を「推薦委員会は、総会の50日前までに、会長候補者の推薦依頼の受付を行う旨公示する。」に読み替えるものとする。

附則

- 1 本規程は平成28年1月27日から施行する。

附則

- 1 本規程は平成29年1月25日から施行する。

附則

- 1 本規程は平成31年3月20日から施行する。

附則

- 1 本規程は令和7年11月5日から施行する。

公益社団法人 富山県建築士会会長候補者被推薦願

令和 年 月 日

役員候補者推薦委員長 殿

所属支部 _____

住 所 _____

会員氏名 _____ ㊟

(会員氏名は、署名、捺印必要)

生年月日 _____ 年 月 日

主な役員歴 _____

公益社団法人富山県建築士会の正会員である私は、公益社団法人富山県建築士会役員選任に関する規定第4条の(3)の3の規定により、会長候補者として業務執行会議に報告いただきたく、正会員10名以上の推薦書を添えて、お届けします。

なお、私は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)第6条各号に該当しないことを申し添えます。

※代理人提出の場合は、委任状(様式3)も提出すること。

公益社団法人 富山県建築士会会長候補者推薦書

私は、令和 年 月 日に予定されている総会（代議員会）において、理事が選出されるにあたり、〇〇支部〇〇〇〇君を会長候補者として推薦します。

所属支部 _____

住 所 _____

会員氏名 _____ ⑩

(会員氏名は、署名、捺印必要)

委任状

私は公益社団法人富山県建築士会役員選任に関する規定第4条の(3)の3の規定により、会長候補者として推薦いただくための関係書類の提出を、〇〇支部の〇〇〇〇〇〇氏に委任いたします。

令和 年 月 日

所属支部 _____

会員氏名 _____

⑩

(会員氏名は、署名、捺印必要)